

障害者虐待防止について



仙台市障害理解促進キャラクター
ココロン

仙台市健康福祉局
障害福祉部障害企画課



これって、適切な対応ですか？



<2ページの説明>

まずこちらの、やりとりをご覧ください。

事業所職員からの「Aちゃん、さっき言ったことちゃんとやったの」の問いかけに対して利用者は「すみません、まだやってません。ごめんなさい」と答えています。

それに対して職員は「何回も言わせないでくれよ！面倒くさいな！」と言っています。

このやりとりのなになが問題なののでしょうか？



SENDAI CITY

何が問題なのでしょうか？

- ① ちゃん付け ⇒ 子ども扱い
- ② 面倒くさいな！ ⇒ 人格をおとしめる扱い
- ③ 職員はタメ口 ⇒ 利用者は敬語

○心理的虐待

脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。

【具体的な例】

- ・ 子ども扱いする
- ・ 人格をおとしめるような扱いをする

※「平成30年6月 市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き」から

3



SENDAI CITY

本日の内容

- (1) 障害者虐待とは
- (2) 虐待が起きる要因
- (3) 障害者虐待にあたる行為
～具体的事例から確認する～
- (4) 障害者虐待を発見した場合の対応

4



(1) 障害者虐待とは ～障害者虐待防止法の目的（第1条）～

- ・ 障害者に対する虐待の禁止
- ・ 国・自治体の責務を定める
- ・ 障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置
- ・ 養護者に対する支援のための措置 等



障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護に資する

5



(1) 障害者虐待とは ～障害者虐待防止法における定義（第2条）～

- ①「障害者」とは
- ②「障害者虐待」とは
- ③障害者虐待防止法における「虐待」にあたらぬ行為
- ④「障害者虐待の5類型」とは

6



(1) 障害者虐待とは
～①「障害者」とは～

身体・知的・精神障害（発達障害を含む）
その他の心身の機能の障害がある者であって、
障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・
社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

- ・ 障害者手帳を取得していない場合も含まれる。
- ・ 18歳未満の者も含まれる。

7



(1) 障害者虐待とは
～②「障害者虐待」とは～

○虐待とは

保護、監督すべき権限や責務のある立場の人
からの権限の乱用（不適切な使用）

○障害者虐待とは

- ①養護者による障害者虐待
- ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ③使用者による障害者虐待

※「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」
(法第3条)

8



SENDAI CITY

(1) 障害者虐待とは

～③障害者虐待防止法における「虐待」にあたらぬ行為～

- ①保護，監督する立場にない家族同士におけるけんか
⇒養護者がそれを放置している場合は**ネグレクト**
- ②友人，知人や通りすがりの通行人からの暴行
⇒犯罪。警察への届出。
- ③職場の同僚や施設利用者間のいじめ
⇒経営者，上司，施設従事者が知っていながら
放置の場合は**ネグレクト**

9



SENDAI CITY

(1) 障害者虐待とは

～④「障害者虐待の5類型」～

- 1 身体的虐待
- 2 性的虐待
- 3 心理的虐待
- 4 放棄・放置（ネグレクト）
- 5 経済的虐待

10



SENDAI CITY

(1) 障害者虐待とは ～④「障害者虐待の5類型」～

1 身体的虐待

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与えること。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制すること。

【具体的な例】

- ・平手打ちする・殴る・蹴る・壁に叩きつける
- ・つねる・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる
- ・やけど・打撲させる
- ・身体拘束

※柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる等

11



SENDAI CITY

(1) 障害者虐待とは ～④「障害者虐待の5類型」～

2 性的虐待

性的な行為やそれを強要すること（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）。

【具体的な例】

- ・性交・性器への接触・性的行為を強要する
- ・裸にする・キスする
- ・本人の前で わいせつな言葉を発する、又は会話する
- ・わいせつな映像を見せる
- ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や画像を撮影する

12



(1) 障害者虐待とは ～④「障害者虐待の5類型」～

3 心理的虐待

脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。

【具体的な例】

- ・ 「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる
- ・ 怒鳴る・ののしる・悪口を言う・仲間に入れない
- ・ 子ども扱いする
- ・ 人格をおとしめるような扱いをする
- ・ 話しかけているのに意図的に無視する

13



(1) 障害者虐待とは ～④「障害者虐待の5類型」～

4 放棄・放置（ネグレクト）

食事や排泄、入浴、洗濯等 身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。

【具体的な例】

食事や水分を十分に与えない・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している・あまり入浴させない・汚れた服を着させ続ける・排泄の介助をしない・髪や爪が伸び放題・室内の掃除をしない・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる・病気やけがをしても受診させない・学校に行かせない・必要な福祉サービスを受けさせない・制限する・同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する

14



SENDAI CITY

(1) 障害者虐待とは ～④「障害者虐待の5類型」～

5 経済的虐待

経済的虐待本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

【具体的な例】

- ・年金や賃金を渡さない
- ・本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する
- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- ・本人の同意なしに、年金等を管理して渡さない

15



SENDAI CITY

本日の内容

- (1) 障害者虐待とは
- (2) 虐待が起きる要因**
- (3) 障害者虐待にあたる行為
～具体的事例から確認する～
- (4) 障害者虐待を発見した場合の対応

16



SENDAI CITY

(2) 虐待が起きる要因

～①支援者・当事者の虐待への自覚～

- ・ 障害者の中には、傷つけられても、黙っている、話せない、笑っているように見えてしまうこともある。
→**支援者が、障害者を傷つけているという自覚を持ってなくなる。**
- ・ 虐待なのかがわからないまま傷ついている障害者がある。
→**必死になって「助けて下さい！」と叫んでいるかもしれない。**

17



SENDAI CITY

(2) 虐待が起きる要因

～②「指導」「教育」の名を借りた虐待～

- ・ 自傷他害行動や、行動障害のある障害者は処遇が難しいと決め付けて「少々の抑制や体罰、暴力は仕方がない」とされていることがある。
→**支援者が、障害者を傷つけているという自覚を持ってなくなる。**



18



(2) 虐待が起きる要因

～③保護者の言葉は虐待を許す免罪符にならない～

- ・保護者は、見捨てられたら他に行き場がないと「このくらいは仕方がないのだ」と必死になって思い込む場合がある。
→**保護者の言葉を免罪符に障害者のSOSを無視することは許されない。**



19



本日の内容

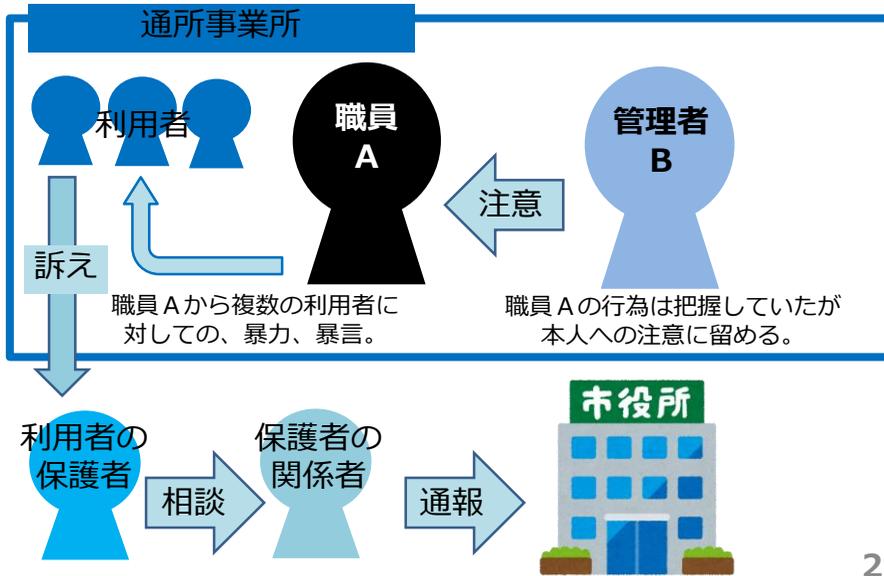
- (1) 障害者虐待とは
- (2) 虐待が起きる要因
- (3) 障害者虐待にあたる行為**
～具体的事例から確認する～
- (4) 障害者虐待を発見した場合の対応

20



SENDAI CITY

(3) 障害者虐待にあたる行為〈具体的事例から確認する〉
～事例①（身体的虐待・心理的虐待）～



21

〈21ページの説明〉

事例1は身体的虐待、心理的虐待の事例です。
通所事業所の職員Aが利用者に対して、暴力、暴言を行っていたことについて、管理者Bが行為を把握していたにも関わらず、本人への注意に留め、本市への報告を行っていませんでした。

この事案は、利用者が保護者に訴え、保護者が相談した関係者が市に通報したことで発覚しました。



(3) 障害者虐待にあたる行為〈具体的事例から確認する〉
～事例①（身体的虐待・心理的虐待）～

保護者の関係者から通報を受けた
仙台市が任意調査を実施

管理者
B



職員本人を呼んで、直接指導はおこなっていた。
私が指導すれば、改善すると思っていたので、
市には通報しなかった。



調査の結果、身体的虐待・心理的虐待と認定。
通報義務の周知について改善を求める。

22

〈22ページの説明〉

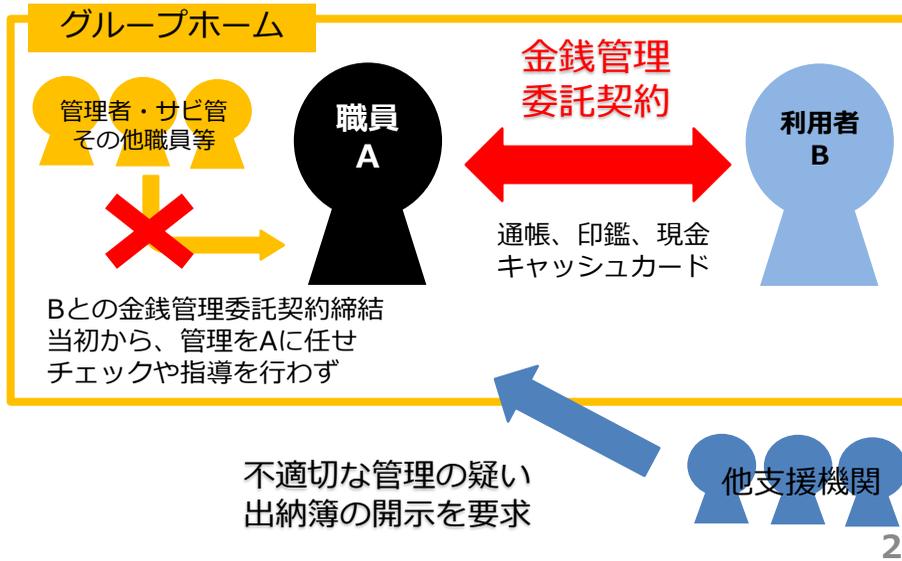
通報を受けた仙台市が任意調査を実施したところ、
管理者Bからは、「職員本人を呼んで、直接指導はおこなっていた。私が
指導すれば、改善すると思っていたので、市には通報しなかった。」との
説明がありましたが、
この事案について、身体的虐待・心理的虐待と認定し、通報義務の周知に
ついては改善を求めました。

※自治体への通報義務については項目4で説明



SENDAI CITY

(3) 障害者虐待にあたる行為〈具体的事例から確認する〉
～事例②（経済的虐待）～



〈23ページの説明〉

事例2は経済的虐待の事例です。

実際に発生した虐待の事例に基づき、虐待を防止するための支援のポイントについて説明します。

グループホームでは、一部の利用者と金銭管理委託契約を締結し、契約を結んだ利用者から、印鑑や通帳、キャッシュカード、現金等を預かり、GH内に設置した金庫で保管していました。

知的障害のある利用者B（被虐待者）も金銭管理を委託しており、契約締結時より職員Aが複数年にわたり一人でBの金銭管理を担当していました。契約を結んでから3年間が経過していましたが、その間、上司や他の職員が利用者Bの出納状況をチェックしたことは一度もありませんでした。

ある時、年金の手続きのため、一時的にBの通帳を借り受けた他の支援機関の担当者が、Bの通帳の残額が異常に少ないことに不信を持ちました。支援機関担当者が職員Aに出納簿の開示を求めたところ、多額の使途不明金が発生していたことから、支援機関は経済的虐待の疑いありとして、仙台市に通報を行いました。



SENDAI CITY

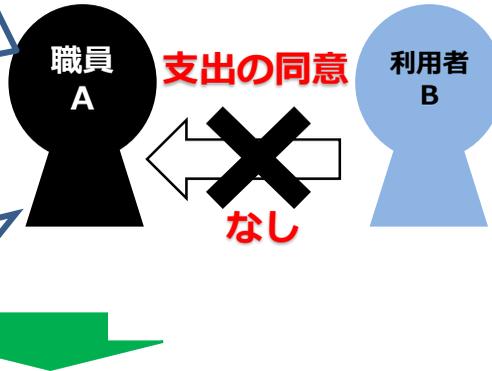
(3) 障害者虐待にあたる行為〈具体的事例から確認する〉
～事例②（経済的虐待）～

支援機関から通報を受けた仙台市が調査を実施

使途不明金について

Bの同意なく、Bのキャッシュカードから多額の現金を出金自らの遊興費として使用したと説明

- ・ 出納簿は概算額のみ記載
- ・ 拳証資料の添付もなし



経済的虐待と認定

24

〈24ページの説明〉

通報を受けた仙台市が、職員Aを含むグループホームの責任者や他の職員、利用者Bに対し調査を行ったところ、職員Aより、利用者Bの同意なく無断でBの通帳から出金を繰り返し、自らの遊興費に充てていたとの証言がなされました。

併せて出納管理簿の確認も行ったところ、職員Aは出納簿をつけてはいたものの、概算額が記されているのみであり、レシートや領収書など拳証資料の添付は一切ありませんでした。

仙台市は、職員Aの行為を経済的虐待として認定しました。

このグループホームは他の不正事案もあり指定取消となりました。



SENDAI CITY

(3) 障害者虐待にあたる行為〈具体的事例から確認する〉
～事例②（経済的虐待）～

- ・ 責任者と補助者を選任するなど、**複数の職員**で担当する
- ・ 印鑑と通帳は**施錠可能な別々の金庫**で管理し、それぞれ**別々の責任者**を置く
- ・ 現金の預りや払い出しにあたっては、**複数の職員**で確認する
- ・ 利用者等に**定期的に収支報告**を行う
- ・ キャッシュカードは使用しない

【参考】「預り金等の管理に係る取扱指針について」
宮城県保健福祉部長寿社会政策課

<https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/619745.pdf>

25

〈25ページの説明〉

事例2から、金銭管理委託契約のポイントをいくつか説明いたします。

- ・ 責任者と補助者を選任するなど、複数の職員で担当する
- ・ 印鑑と通帳は施錠可能な別々の金庫で管理し、それぞれ別々の責任者を置く
- ・ 現金の預りや払い出しにあたっては、複数の職員で確認する
- ・ 利用者等に定期的に収支報告を行う
- ・ キャッシュカードは使用しない

これ以外にも、いくつかポイントがあります。

宮城県で介護施設の預り金の管理に関する取扱指針を策定しており、そちらが非常に参考になりますので、一度ご覧いただければと思います。

なお、金銭搾取については、経済的虐待であるとともに、刑事事件としても処罰される可能性もあります。

利用者の人権に配慮するとともに適正な管理の徹底をお願いいたします。



SENDAI CITY

本日の内容

- (1) 障害者虐待とは
- (2) 虐待が起きる要因
- (3) 障害者虐待にあたる行為
～具体的事例から確認する～
- (4) 障害者虐待を発見した場合の対応**

26



SENDAI CITY

(4) 障害者虐待を発見した場合の対応 ～障害者虐待を発見した場合の対応～

障害者虐待を受けたと思われる障害者を見つけた者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
(障害者虐待防止法第7条、第16条、第22条)

※あらゆる人に通報義務がある

〈通報窓口〉

- ・ 障害企画課
- ・ 区役所障害高齢課
- ・ 障害者総合支援センター
- ・ 北部発達相談支援センター
- ・ 障害者支援課
- ・ 総合支所保健福祉課
- ・ 精神保健福祉総合センター
- ・ 南部発達相談支援センター

障害者虐待防止・差別解消相談ダイヤル (24時間365日対応)

☎ 214-8551 fax 214-8552

27



(4) 障害者虐待を発見した場合の対応 ～通報者の保護～

SENDAI CITY

守秘義務に関する法律の規定は、施設従事者等による障害者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならない。
(障害者虐待防止法第16条第3項)

通報等を行った従業者は、通報等をしたことを理由に解雇その他不利益な取扱いを受けない。
(障害者虐待防止法第16条第4項)

指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。(障害者総合支援法第42条第3項)

※通報者に不利益な扱いをすることは、通報への妨げにもなりうるため、その理由でも通報者の保護が必要。

28



(4) 障害者虐待を発見した場合の対応 ～通報があった場合の対応～

SENDAI CITY

1 市町村・都道府県による事実確認への協力

○事実確認のため障害者・家族、施設関係者からの聞き取りや、障害者総合支援法第10条等に基づく調査への協力

・勤務表・個別支援計画・介護記録等の提出等

※障害者総合支援法第48条第1項等

・調査権限を定める

※障害者総合支援法第50条第1項第7号等

・質問に対し答弁を拒むことや、虚偽の答弁をすることは、障害福祉サービスの指定を取り消す理由になる。

29



(4) 障害者虐待を発見した場合の対応
～通報があった場合の対応～

2 虐待を受けた障害者や家族への対応

- 虐待を受けた利用者の安全確保を最優先し、
利用者が安心できる環境づくり

- 虐待を受けた障害者や家族への誠意ある対応 等

30



(4) 障害者虐待を発見した場合の対応
～通報があった場合の対応～

3 原因の分析と再発の防止

- 虐待を行った職員に対し背景の聞き取り。
 - ・小さな不適切対応の積み重ね
 - ・職員相互の力関係
 - ・不十分な知識・技術 等

- 原因を分析し、再発防止策の検討。

- 虐待防止研修の受講・事業所内での共有。
 - ・知識・技術のアップデート

⇒**障害者の権利擁護の視点に立った
支援方法等への改善**

31



ご清聴ありがとうございました。

仙台市障害理解促進キャラクター
ココロン

参考資料



身体拘束に対する考え方

基本的考え方

- 「正当な理由無く障害者の身体を拘束すること」は、『身体的虐待』
⇒やむを得ず身体拘束を行う場合であっても、必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければならない。

身体拘束とは（例）

- ①車いすやベッドなどに縛り付ける
- ②手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を着ける
- ③行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ④支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する
- ⑤行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑥自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する



身体拘束に対する考え方

やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

ア やむを得ず身体拘束を行う3要件

- ①切迫性：本人又は他の利用者等の生命等が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ②非代替性：身体拘束を行う以外に代替する支援方法がない
- ③一時性：身体拘束を行う時間は必要最小限

イ やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

- ①組織による決定と個別支援計画への記載
⇒身体拘束の様態、時間、緊急やむを得ない理由を記載
- ②本人・家族への十分な説明
- ③必要な事項の記録

注意：身体拘束廃止未実施減算